

地震・津波に関する主な情報発信について

地震発生時は、緊急地震速報や津波警報など、様々な情報が発信されます。
地震発生時に的確な行動を取るためには、瞬時に正確な情報を入手することが必要です。
この機会に、どのような情報がどのタイミングで発信されるか把握しておきましょう。

◇気象庁が発信する地震情報の発表基準及び内容

緊急地震速報

発表基準

震度5弱以上の揺れが予想される場合に、震度4以上の揺れが予想される地域へ発表。

内容

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地域での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。

震源から距離の遠い場所などでは、地震の揺れよりも早く緊急地震速報が発表されることがあります。

この情報は、強い揺れの前に、自らの身を守ったり、電車のスピードを落としたり、あるいは工場などでの機械制御の実施などに活用されています。



震度速報

発表基準

震度3以上の地震発生時に発表。

内容

地震発生約1分30秒後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報でお知らせします。

震源、各地の震度に関する情報

発表基準

地震発生時に発表。

内容

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、各地の震度をお知らせします。

詳しくは、気象庁ホームページ
(<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>)
をご覧ください。

◇気象庁が発信する津波情報の発表基準

大津波警報

予想される津波の高さが、高い地域で3mを超える場合に発表。

津波警報

予想される津波の高さが、高い地域で1mを超え、3m以下の場合に発表。

津波注意報

予想される津波の高さが、高い地域で0.2m以上、1m以下の場合で、津波による災害のおそれがある場合に発表。



◇和歌山県が発信する情報

和歌山県では、独自の観測システムによって沖合で津波を観測し、津波予測システムにより大きな津波の到達を予測した場合に、避難を呼びかける緊急速報メールを自動的に発信します。

誤報でしたが、平成28年1月1日に、和歌山県内に滞在していた方に発信されたメールが、この津波予測システムからの情報です。

※情報の受信媒体は携帯電話です。

第1報

沖合で津波を観測すると…

「津波の観測があったこと」及び「避難の呼びかけ」を、即時に緊急速報メールにて、和歌山県全域に発信します。

続報

観測点で津波がさらに大きくなった場合は…

「津波がさらに大きくなった旨の内容」及び「避難の呼びかけ」を緊急速報メールにて和歌山県全域に発信します。